（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等）

第十二条の三　法第六条の三第一項に規定する財産又は債務に関して生ずる所得で政令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一　財産（法第六条の三第一項に規定する財産をいう。以下この項及び第四項において同じ。）から生ずる所得税法第二十三条第一項に規定する利子所得

二　財産から生ずる所得税法第二十四条第一項に規定する配当所得

三　財産の貸付けによる所得

四　財産の譲渡による所得

五　債務の免除による所得

六　前各号に掲げるもののほか、財産又は債務に基因して生ずる所得で財務省令で定めるもの

2　第十一条第二項の規定は、法第六条の三第一項において準用する法第六条第一項の規定を適用する場合（次項又は第四項の規定の適用がある場合を除く。）について準用する。

3　第十一条第三項の規定は、法第六条の三第一項において準用する法第六条第一項の規定の適用があり、かつ、法第六条の三第二項において準用する法第六条第二項の規定の適用がある場合（次項の規定の適用がある場合を除く。）について準用する。

4　法第六条第一項又は第二項の規定の適用があり、かつ、法第六条の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、まず、法第六条第二項の規定の適用がある国外財産に係る事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。）及び法第六条の三第二項の規定の適用がある財産又は債務に係る事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。）のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額（税額の計算の基礎となるべき事実で法第六条第一項又は第二項の規定の適用がある国外財産及び法第六条の三第一項又は第二項の規定の適用がある財産又は債務に係るもの以外の事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。以下この項において「国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該国外財産に係る事実及び当該財産又は債務に係る事実並びに当該国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額から第一号に掲げる税額を控除した税額）を法第六条第二項（法第六条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（以下この項において「第二項適用対象税額」という。）とし、次に、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき事実で法第六条第一項（法第六条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する国外財産に係るもの以外の事実等があるときは、次に掲げる税額の合計額を控除した税額）から第二項適用対象税額を控除した税額を法第六条第一項（法第六条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額とする。

一　当該国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二　国税通則法第六十八条第一項又は第二項の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合における当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額

（死亡した者に係る修正申告等の場合の財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の規定が適用される場合における財産債務調書等の取扱い）

第十二条の四　第十二条の規定は、法第六条の三第一項において準用する法第六条第一項又は法第六条の三第二項において準用する法第六条第二項の規定の適用がある場合について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の改正規定、第三条の三の改正規定、第五条の改正規定、第六条の改正規定、第九条の三の改正規定及び第九条の四の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

二　第四条第一項第四号の改正規定及び附則第四条の規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日

（金融機関の営業所等の長による預金等の口座に係る氏名等の確認に関する経過措置）

第二条　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、前条第一号に定める日以後に行う新令第三条の確認について適用し、同日前に行った改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三条の確認については、なお従前の例による。

（金融商品取引業者等の営業所等の長による国内証券口座に係る氏名等の確認に関する経過措置）

第三条　新令第三条の三の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に行う新令第三条の三の確認について適用し、同日前に行った旧令第三条の三の確認については、なお従前の例による。

（国外送金等に係る告知書の提出義務のない公共法人等の範囲等に関する経過措置）

第四条　新令第四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する告知書を提出する場合について適用し、同日前に改正法第十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する告知書を提出した場合については、なお従前の例による。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第九条の六」を「第九条の五」に、「第三十七条の十四の二、第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の四」に、「第四十一条の二十、第四十一条の二十の二」を「第四十一条の十九の五から第四十一条の二十の二まで」に、「第四十二条」を「第四十一条の二十二」に改め、同条第二号中「限る。）」の下に「、第六十七条の十八」を加え、「及び第六十八条の百九の二」を「、第六十八条の百七の二及び第六十八条の百九の二」に改める。